

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年8月まで

私は、A町に転入後、昭和49年4月に国民年金に任意加入し、保険料はすべて納付したはずであり、加入当初の49年4月から同年8月までの5か月間が未納となっているのは納付できない。

昭和51年7月29日にA町年金係より手帳が2冊あったので統合したとの連絡があったことやA町職員による保険料着服事件が発覚し、着服した期間と未納とされている期間が一致しているので良く調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は国民年金に初めて任意加入した当初の5か月と短期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳及びA町の申立人の被保険者名簿により、昭和49年4月12日に任意で資格取得したことが確認できる一方、52番違いの別の国民年金手帳記号番号B(番号)の被保険者名簿も存在し、同時期に同町で申立人に二重に番号が付与されていたが、同町がこのような事務を行った理由は不明である。

さらに、手帳記号番号B(番号)の被保険者名簿の資格取得日は49年9月27日で、先に取得した日と相違しており、重複番号取り消しによる納付記録を転記する際に記載内容に矛盾があるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月
② 昭和41年3月から48年3月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和49年1月から同年9月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間が未納となっているが、A区役所から50歳前後の女性が二人来て、国民年金の加入を強く勧められた。私は、当初は毎月、その後は3か月ごとに納付し、その後、B（地名）に引っ越した後もちろんと納付していたはずであり、今のままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以降の国民年金の任意加入期間について、申立期間③及び④を除き、すべて国民年金保険料を納付している上、申立期間③は3か月、申立期間④は9か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間は納付済みであるので、申立期間③及び④についても同様に、保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②の一部の期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月に払い出されているが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている上、申立期間②のうち、その後の期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせるような周辺事情を見出すことができなかった。

また、申立期間①及び②の86か月という長期にわたり保険料を納付したにもかかわらず、その収納の記録がされていなかったと考えるのは不自然

である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 43 年 11 月から 44 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から同年 11 月まで
② 昭和 43 年 11 月から 44 年 6 月まで

申立期間における私の国民年金保険料は、その当時、時間の無駄を省くため、まとめて納付していたので、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 37 年 3 月から国民年金に加入し、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への 8 回の切替手続を適正に行っている上、前納制度を利用しているなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 2 か月及び 8 か月と、いずれも短期間であり、当時同居していた申立人の両親の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料は、妻が納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は12か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金制度が発足した当初から加入し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から40年2月までの期間及び昭和44年度の3か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年2月まで
② 昭和44年度の3か月

申立期間の国民年金保険料については、市役所の窓口にて夫婦一緒に納付したはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月にその妻と連番で払い出されており、45年4月以降の国民年金保険料は、すべて納付済みである。

そして、本来時効により納付できないはずの昭和40年3月から44年3月までの期間と昭和44年度の9か月分の保険料が納付済みと記録されており、別の手帳記号番号の払出しは認められないので、これは特例納付したものと推認するほかないが、社会保険事務所の特殊台帳にその記録が無い。申立人の妻についても、44年1月から49年9月まで厚生年金保険との重複納付をした上、その一部は本来時効期間であるが、同様に特殊台帳にその記録が無いので、申立人とその妻の保険料納付について、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人とその妻の国民年金の加入及び保険料の納付状況から、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、申立期間①及び②についても特例納付をしたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から43年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで

申立期間①については、私は昭和38年ごろ自営業を始めるために市役所に住民票か戸籍を取りに行った際、国民年金の加入を勧められたので加入し、店に集金に来ていた金融機関の人に3か月ごとに納付した。申立期間②については、26歳か27歳ごろ市内で転居し母が地区の納税組合に納付した。申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、9か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、納税組合を通じて保険料を納付していたと申立人が主張する納付組織が当時存在していたことも確認でき、保険料を納付してくれたという申立人の母の納付記録も納付済みとなっていることから途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は昭和38年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは43年8月であることが確認でき、その時点で申立期間のうち41年6月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には転居後のA（地名）の住所が記載され、手帳発行年月日は昭和43年8月29日と記載されていることから、社会保険庁の記録とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、昭和44年5月に国民年金に任意加入した。加入手続を行ってくれた集金人が自宅に来て国民年金保険料を徴収していた。54年3月に転居する旨を伝えたら、集金人から訪問集金はできないと言われ、その際勧められた銀行口座振替の方法に変更し、以後保険料を納付してきた。しかし、記録では、59年12月19日に被保険者記録を喪失したことになっているが、その理由が全く無く、喪失届を提出した記憶も無い。申立期間については、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入又は未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出した記憶は無く、申立期間当時、国民年金の被保険者資格を喪失しなければならなかった理由は、全く考えられないと申述しているところ、申立人が昭和59年12月に国民年金の資格を喪失しなければならない家族の経済的な事情や住居の移転等その理由は一切見当たらず、資格喪失を申し出るべき理由は無いとする申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間のうち昭和59年12月については、無資格期間中の保険料納付であることによる国民年金保険料の還付記録が認められるが、当該還付に係る記録には他の記録では記載されている金融機関名及び支払番号の記載が無い上に、還付金の振込口座番号が、当時の申立人の口座番号であるとの確認もできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、保険料の銀行口座振替を中止したこ

とは全く無いと主張しており、未加入とされている期間は、16 か月と比較的短期間である上、口座振替を止めた形跡もうかがえないことから、申立人が申立期間の保険料について納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年4月から48年3月分までの国民年金保険料を納めたはずであり、未納となっているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年*月から60歳になる前月の平成15年*月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、社会保険庁の記録で収納年月日が確認できる昭和57年度以降は、すべて現年度納付又は前納していることが確認できることから、納付意識の高さが認められ、申立期間が12か月と短期間であることを踏まえると、納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、A区が保管する申立人に係る「国民年金索引票」の異動記録欄には、「44 転入、不在、転出 48」と記載されており、昭和44年から48年の間に不在者として取り扱われた時期はあるが、申立人が所持する国民年金手帳には昭和47年4月1日発行と印刷されていることから、そのころは不在者でなかったと推認でき、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後においてA区に居住していて、申立期間前後が納付済みである上、昭和49年にB市に転居しているが、住所変更手続を適切に行い、その前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和47年10月から同年12月まで

私は、65歳になって年金の請求に行った折、申立期間が未納であると言われた。私は3か月に1度ずつきちんと国民年金保険料を納付してきたのに、未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和37年*月から60歳になる前月の平成14年*月まで、申立期間を除き国民年金保険料を納付し続けていることから、納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間である上、申立期間前後が納付済みであることから、納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の前後で住所の異動は無く、家業の手伝いをし、生活状況に変化は無かったと認められ、当時同居していた申立人の母も、国民年金制度が発足した昭和36年4月から10年年金に加入し、保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は、昭和45年に国民年金に加入したときから、結婚後も忘れずに国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を退職した昭和45年4月に国民年金の被保険者資格を強制で取得後、結婚後も引き続き任意加入し、第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月まで、申立期間を除き国民年金保険料を納付し続けており、年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の検認印及び領収書により、申立期間前後の保険料は、昭和47年4月から同年6月までは同年6月27日に、同年10月から48年3月までは同年1月25日にそれぞれ現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料（3か月分）についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後を通して、申立人の夫は同一企業に勤務し、住所の異動も無いことから、生活状況の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間及び同年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで
② 昭和59年8月から同年9月まで

昭和54年1月ごろにA区役所又はその出張所で国民年金の加入手続を行って以来、厚生年金保険被保険者期間直後の未加入期間はあるが、国民年金加入期間はすべて保険料を納付してきた。

申立期間①についてはA区で納付し、申立期間②についてはB市C区への転入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、いずれの期間も銀行の窓口又は口座振替で保険料を納めたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、翌月からは付加納付を申し出て、同年7月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付しており、56年5月に任意で国民年金に再加入してからは、申立期間を除いて第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月まで保険料を納付し続けている上、60歳になった平成7年*月以降も老齢基礎年金の受給額を増やすために任意加入するなど、年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間①は3か月、申立期間②は2か月とそれぞれ短期間であり、申立期間の保険料は納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和59年7月にA区からB市に転居し、同月分の保険料は納付済みであることから、転入手続と一緒に国民年金への加入手続

を行ったと推認でき、申立期間①及び②は納付が可能である上、申立人の夫は、申立期間の前後を通して、同一事業所に勤務しており、生活状況の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年11月19日まで
社会保険庁の記録では、平成5年4月から6年10月までの標準報酬月額は20万円にさかのぼって減額訂正されているが、当時、私は役員であったが、社会保険関係の事務手続に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額が最高限度額の53万円であることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がB社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていた。ところが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月19日より後の7年5月26日付けで、5年4月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から取締役の役職にあったことが確認できるが、事業主は「経理、社会保険関係の業務を経理部長に一任しており、申立人は標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与しておらず、知る得る立場にもなかった。」と供述していること、及び申立期間に在籍していた従業員も「申立人はC（部門名）部長であり、経理、社会保険関係の職務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していたとは考

え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年11月19日まで

社会保険庁の記録では、平成5年4月から6年10月までの標準報酬月額は20万円にさかのぼって減額訂正されているが、当時、私の夫は役員であったが、社会保険関係の事務手続に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額が最高限度額の53万円であることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がB社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていた。ところが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月19日より後の7年5月26日付けで、5年4月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から取締役の役職にあったことが確認できるが、事業主は「経理、社会保険関係の業務を経理部長に一任しており、申立人は標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与しておらず、知る得る立場にもなかった。」と供述していること、及び申立期間に在籍していた従業員も「申立人はC(部門名)部長であり、経理、

社会保険関係の職務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成2年2月から同年9月までは47万円、同年10月から3年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年9月5日まで
私の給与は以前と大きく変わっていないのに、申立期間の標準報酬月額が引き下げられており、納得がいかない。
調べ直して本来の報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する平成2年2月から同年9月までの期間については47万円、同年10月から3年2月までの期間については50万円、同年3月から同年8月までの期間については44万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日（4年1月16日）の後の同年2月28日付けで、それぞれ遡^{そきゆう}及して8万円に引き下げられている。

また、申立人は、当該事業所の取締役ではなかったと供述しており、法人登記簿からも、それが確認できる。

さらに、当該事業所を所管していた社会保険事務所には、当該事業所に係る資料が残されておらず、申立人が標準報酬月額を遡及して引き下げる手続に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なもの

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年2月から同年9月までは47万円、同年10月から3年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月22日から同年8月1日まで

私は、C社D工場から同社本社内に所在するA社に出向し、継続して勤務していた。申立期間については、厚生年金保険の加入期間とされていないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する労働者名簿から判断すると、申立人がC社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和28年6月22日にC社D工場からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年11月30日まで
私の平成4年4月から5年10月までの標準報酬月額が引き下げられていることに納得がいかない。申立期間当時の給料は、月額60万円ぐらいあったので、第三者委員会において再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年4月から5年10月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、元事業主及び当該事業所の社会保険事務を受託していた労務管理事務所は、「申立人はB（部門名）やC（部門名）の担当であったので、経理及び社会保険関係には関与しておらず、社会保険料の滞納については知らなかったのではないか。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年12月27日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成10年1月にさかのぼって9万8,000円に訂正されている旨の説明があつたが、当時は、65万円ぐらいの報酬であり、この記録には納得できないので訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた平成10年1月から11年11月までの期間の標準報酬月額は59万円と記録されていたことが確認できる。ところが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった11年12月27日より後の12年1月7日付けで、10年1月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理を行ったものと認められる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であつたことが確認できるが、申立人は、「B（部門名）担当の常務取締役であり、総務、経理関係には関与しておらず、^{そきゆう}遡及訂正については全く知らなかった。」と述べており、当時の経理責任者も「申立人は、事業現場の責任者であり、遡及訂正については知らなかったはずである。」と供述している上、当該事業所を管轄していた社会保険事務所が保管している滞納処分票には、平成12年1月7日付けで、経理責任者から全喪届、月額変更届及び算定基礎届が提出された旨の記載があることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額の記録

訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59 万円に訂正する
ことが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を平成8年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月21日から同年5月1日まで

私は、平成5年3月22日にA事業所C支店に就職し、8年4月21日にA事業所B支店に異動となったところ、同日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとD社会保険事務所より回答を受けたが、納得がいかないので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B支店から提出された職員名簿及び事業主の照会回答から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（平成8年4月21日に同事業所C支店から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店における平成8年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年10月24日まで
社会保険庁の記録では、私の平成6年7月から同年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思われるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、6年7月から同年9月までの期間について、20万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年3月31日より約半年前の6年10月24日に退職している上、別の取締役が「会社のことはすべて自分が行っていた。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月1日まで

平成9年11月から10年8月まで、私は38万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、A社の取締役でなく、標準報酬月額が引き下げられていたことも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する38万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年9月1日）の後の同年9月18日付けで、9年11月から10年8月まで9万8,000円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人及び同僚二人の供述から、申立人の業務がB（業務名）であったことが認められ、法人登記簿により、申立人が取締役でなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所を所管していた社会保険事務所が保管する当該事業所の事跡簿に、「10.9.18 労務士来所、大幅な収入減により全喪届提出（休業）。そ及月変が提出されているため滞納額が確定しだい分割納入計画を提出させる予定」と記載されている上、月ごとの厚生年金保険料等は、申立人等の標準報酬月額が平成9年11月から10年8月まで引き下げられているにもかかわらず、収納済みの9年11月から10年2月までの金額は

減額させず、滞納している同年3月から同年8月までの金額が「0」と修正されており、社会保険事務所において、実態にそぐわない届出を受理し、延滞金を除く厚生年金保険料等の滞納額をなくすための不適切な処理が行われていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年11月から10年8月までは38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月1日まで

平成9年11月から10年8月まで、私は、手取りで約35万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、A社の取締役であったが、標準報酬月額の引き下げに関与していない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する44万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年9月1日）の後の同年9月18日付けで、9年11月から10年8月まで9万8,000円に、遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、法人登記簿により、取締役であったことが確認できるが、本人及び同僚二人の供述から、役職が「B」であり、標準報酬月額の遡及訂正に係る手続に関与していなかったと認められる。

さらに、当該事業所を所管していた社会保険事務所が保管する当該事業所の事跡簿に、「10.9.18 労務士来所、大幅な収入減により全喪届提出（休業）。そ及月変が提出されているため滞納額が確定しだい分割納入計画を提出させる予定」と記載されている上、月ごとの厚生年金保険料等は、申立人等の標準報酬月額が平成9年11月から10年8月まで引き下げられているにもかかわらず、収納済みの9年11月から10年2月までの金額は

減額させず、滞納している同年3月から同年8月までの金額が「0」と修正されており、社会保険事務所において、実態にそぐわない届出を受理し、延滞金を除く厚生年金保険料等の滞納額をなくすための不適切な処理が行われていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年11月から10年8月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年9月1日まで

平成9年11月から10年8月まで、私は36万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、A社の取締役でなく、標準報酬月額が引き下げられていたことも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する36万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年9月1日）の後の同年9月18日付けで、9年11月から10年8月まで9万8,000円に、遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び同僚二人の供述から、申立人の業務がB（業務名）であったことが認められ、法人登記簿により、申立人が取締役でなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所を所管していた社会保険事務所が保管する当該事業所の事跡簿に、「10.9.18 労務士来所、大幅な収入減により全喪届提出（休業）。そ及月変が提出されているため滞納額が確定しだい分割納入計画を提出させる予定」と記載されている上、月ごとの厚生年金保険料等は、申立人等の標準報酬月額が平成9年11月から10年8月まで引き下げられているにもかかわらず、収納済みの9年11月から10年2月までの金額は

減額させず、滞納している同年3月から同年8月までの金額が「0」と修正されており、社会保険事務所において、実態にそぐわない届出を受理し、延滞金を除く厚生年金保険料等の滞納額をなくすための不適切な処理が行われていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年11月から10年8月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から9年2月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年8月1日から9年3月31日まで
私の平成6年8月から9年2月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、70万円ぐらいだったので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月14日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年8月から同年10月までの期間については53万円から9万8,000円に、同年11月から8年9月までの期間については56万円から9万8,000円に、同年10月から9年2月までの期間については56万円から9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立期間当時は役員でないことが確認できる上、当該事業所で事務を担当していた元同僚は、「申立人は、B（部門名）やC（部門名）の仕事で、事務所にはほとんどいなかった。」、「社長と社会保険事務所の職員とが複数回話し合いをして、滞納分は、標準報酬を下げても対応することで話がついていると社会保険事務所の職員から聞いた。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から9年2月までは56万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和27年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年6月20日まで

私は、病気療養中の昭和27年6月1日付けでA社B出張所から本社C課への転籍を命じられたが、この時の厚生年金保険被保険者期間が1か月抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する入社後履歴等記載のある原簿及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和27年6月に同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B出張所における昭和27年4月の社会保険事務所の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年6月までの期間及び62年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年6月まで
② 昭和62年1月から同年6月まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、私がA市役所B出張所で国民年金への加入手続を行って年金手帳の交付を受け、妻が保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年7月の時点では、申立期間①及び②のうち昭和62年3月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間②は未納となっている。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人の妻の記憶も明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から58年1月までの期間及び平成2年6月から4年9月までの期間の国民年金保険料並びに平成5年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から58年1月まで
② 平成2年6月から4年9月まで
③ 平成5年1月から同年3月まで

私は、会社を退職した後、A市役所で加入手続きをして昭和51年6月から国民年金保険料を納付したはずである。60歳になった平成2年6月からは、共済年金が減額退職年金のため、年金額を増やすために任意で国民年金に加入したので2年6月から国民年金保険料を納付したはずである。5年1月から3月までは、その前後の付加保険料が納付となっているのに、納付となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳に初めて国民年金の被保険者となった日は昭和58年2月18日(任意加入)、被保険者でなくなった日は平成2年6月2日、再度被保険者となった日は4年10月22日と記載があることから、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録により定額保険料を平成5年5月28日に過年度納付していることが確認できるので、制度上、付加保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料の納付場所、金額、納付方法等について申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立期間③の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年12月までの期間、49年1月から同年2月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から48年12月まで
② 昭和49年1月から同年2月まで
③ 昭和49年3月

私が20歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いた。保険料は近所の方が集金に来ていたことを姉が覚えており、私も領収書を見せてもらった記憶もある。母が家族5人の保険料を納付していた。姉の夫の保険料は結婚する前の昭和41年4月から母が納付しており、私と姉は49年4月からの納付となっている。母の性格から子供二人の20歳からの保険料を納付しないはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

また、昭和49年1月から2月までは、厚生年金保険の加入期間が判明したが、国民年金保険料を母が納付していたはずなので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母は既に他界していることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉と連番で、昭和49年7月に払い出されていることがA市保管の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その姉も申立期間の保険料は未納となっている上、申立人が20歳になった44年8月から45年3月までの同払出簿を確認したが申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の手帳記号番号の払出時点で、申立期間のうち昭和 44 年 8 月から 47 年 3 月までは時効で保険料を納付することはできない期間である。

加えて、A 市では国民年金保険料の集金組織が存在していたが、集金人は過年度保険料を収納することはできなかったことが確認でき、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人がほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年3月まで

私が20歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いた。保険料は近所の方が集金に来ていたことを私も憶えており、母が家族5人の保険料を納付していた。私の夫の保険料は結婚する前の昭和41年4月から母が納付しており、私と妹は49年4月からの納付となっている、母の性格から子供二人の20歳からの国民年金保険料を納付しないはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母は既に他界していることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妹と連番で、昭和49年7月に払い出されていることがA市保管の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その妹も申立期間は未納となっている上、申立人が20歳になった42年3月から44年2月までの同払出簿を確認したが申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の手帳記号番号の払出時点で、申立期間のうち昭和44年8月から47年3月までは時効で保険料を納付することはできない期間である。

加えて、A市では国民年金保険料の集金組織が存在していたが、集金人は過年度保険料を収納することはできなかったことが確認でき、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無

く、申立人がほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年1月まで
昭和44年9月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。44年に会社を退社し、友人と新しく仕事を始めたが収入がなく全額免除申請書を50年まで毎年提出し免除申請を行っていた。申立期間の44年5月から50年1月までについて全額免除になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和50年2月に払い出されたことが確認でき、制度上さかのぼって免除申請することはできないことから、申立期間のうち49年12月以前は保険料納付を免除され得ない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間について、申立人は申立人の妻が夫婦それぞれの免除申請書を提出していたと述べているが、その妻は既に他界しており、申立期間当時の免除手続の状況等は不明である。

さらに、申立人が所持する年金手帳に初めて国民年金の被保険者となった日は昭和50年2月1日と記載され、社会保険庁の年金記録にも同日に第1号被保険者資格を取得していることが記載されており、これらの記録が一致し、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料（日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年6月まで

私は職場を平成9年7月10日に退職し、翌日の7月11日に妻とともにA市B区役所で国民年金に加入し、9年7月から1年分の国民年金保険料を一括払いで納付した。申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は加入手続き時の状況、納付した国民年金保険料の納付期間及び納付状況の記憶があいまいであることから加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人は申立人の妻とともに平成9年7月11日に国民年金加入手続きを行い、同日に1年分の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の妻の最初の保険料の納付は加入手続き時ではなく、同年8月29日に3か月分が納付されていることが社会保険庁の記録から確認できることから、加入手続き時に申立人のみが保険料1年分を納付したと考えるのは不自然である。

さらに、当初、申立人は申立期間の1年分の保険料を前納したとの申述であったが、申立期間当時、A市においては年度をまたがっての前納を取り扱っておらず、納付書は当該年度分のみ発行していたことが確認できることから、申立内容に齟齬が見られる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から52年12月まで

申立期間当時、私の夫が機動隊に勤務しており、将来の生活に不安を覚え昭和45年7月ごろ、旧A市役所で国民年金加入手続をし、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付していたのに申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月ごろ、旧A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月以降に払い出されていることが確認でき、申立人は任意加入者であるため申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間の保険料を銀行の口座振替で納付していたと述べているが、A市で保険料が銀行口座振替で納付できるようになったのは昭和50年11月以降であることが市の広報で確認でき、申立期間の過半は、口座振替による保険料の納付はできず、申立内容とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月の国民年金制度発足時に、妻がA市役所B支所に出向いて夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻が定期的にB支所に行って印紙を購入して納付していた。申立期間は年金手帳に検認印は無いが、保険料を納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和38年11月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年11月20日となっていることとも符合し、同手帳の記載から国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが申立人の名前は無く、昭和38年11月以前に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない上、その時点では、申立期間のうち36年4月から同年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、36年10月以降の期間については過年度納付が可能ではあるが、保険料を納付していたという申立人の妻は、過去の未納分を一括納付した記憶は無いと説明している。

さらに、一緒に国民年金に加入した申立人の妻については、昭和36年5月から37年2月までの厚生年金保険加入期間は、平成7年2月3日に記録追加されたもので、当初、申立人夫婦はともに同一期間が未納となって

いた上、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び37年3月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月
② 昭和37年3月から38年3月まで

昭和36年4月の国民年金制度発足時に、私がA市役所B支所に出向いて夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も定期的にB支所に行って印紙を購入して納付していた。申立期間は年金手帳に検認印は無いが、保険料を納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和37年11月20日となっているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と3番違いで払い出されており、その夫が所持する国民年金手帳の発行日（38年11月20日）から、申立人は38年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、同手帳の記載から国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の名前は無く、昭和38年11月以前に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない上、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することはできず、申立期間②は過年度納付が可能ではあるが、申立人は、過去の未納分を一括納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立期間に挟まれた厚生年金保険加入期間は、平成7年2月3日に記録追加されたもので、当初は連続した未納期間となっていて、申立人の夫も同期間が未納となっている上、申立期間の保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間、43年7月から44年12月までの期間及び平成6年11月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年7月から44年12月まで
③ 平成6年11月から7年3月まで

申立期間①及び②については、私は、A県B市に住んでいて、町内の婦人会の人が国民年金の保険料を集金に来ていたので毎月支払っており、申立期間③については、C県D市に住んでいて銀行で毎月納付していたので、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である3回の未納期間（合計で35か月）以外にも、厚生年金保険から国民年金への切替えを行っておらず9回もの国民年金未加入期間（合計163か月）があることから、年金制度を理解し納付意識が高かったとは言い難い。

また、申立人の夫は、申立期間①及び③の全部並びに申立期間②の後半について、国民年金に未加入となっており、国民年金制度への関心が高くなかったことがうかがえる上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人は昭和46年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失して以降、国民年金の加入手続を行っていなかった上、第3号被保険者制度が発足した61年4月以降も第3号被保険者の届出を行っていなかった結果、その後第3号被保険者に係る特例届出により、直近で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年10月にさかのぼ

って第3号被保険者資格を取得したことに伴い発生した第1号被保険者期間であり、当該記録が追加された9年5月12日の時点では、申立期間③は時効により保険料が納付できないことから未納となったことが推認できる。

加えて、社会保険庁に記録により、納付済みとなっている申立期間③直後の平成7年4月から8年2月までの期間については、9年5月30日に過年度納付されていることが確認できるが、同時点で申立期間③は、時効により保険料を納付することは制度的にできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から43年3月まで

昭和41年4月末日に会社を辞め、すぐにA市役所へ行き、国民健康保険の申請をした。その際、「国民年金は、強制なので加入しなければいけない。」と市役所の職員から説明を受け、夫婦二人分の国民年金の加入申請をした。以後夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、夫婦そろって41年5月から43年3月まで未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月に国民年金の加入申請を行い、以後国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が最初に受け取ったとする国民年金手帳の発行日（43年10月25日）及びその記載内容から、申立人は同年10月ごろに加入申請を行い、41年5月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和43年10月に加入申請を行い、同年11月14日に現年度である同年4月から同年9月までの期間の保険料を一括納付しており、同年10月及び同年11月の時点で、申立期間のうち時効により保険料を納付することができない期間が2～5か月間発生する上、その後の期間については、過年度納付が可能ではあるが、申立人は過年度納付を行った記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は、申立期間当時は勤めていた会社を退職し独立開業したばかりで、経済的にも厳しかったと述べており、申立人の妻も申立期間中は未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から43年3月まで

夫が昭和41年4月末日に会社を辞めたとき、すぐにA市役所へ行き、国民健康保険の手続をした。その際、「国民年金は、強制なので加入しなければいけない。」と市役所の職員から説明を受け、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。以後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、夫婦そろって41年5月から43年3月まで未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和41年5月に国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が最初に受け取ったとする国民年金手帳の発行日（43年10月25日）及び記載内容から、申立人は同年10月ごろに加入手続を行い、41年5月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和43年10月に加入手続を行い、同年11月14日に現年度である同年4月から同年9月までの期間の保険料を一括納付しており、同年10月及び同年11月の時点で、申立期間のうち時効により保険料を納付することができない期間が2～5か月間発生する上、その後の期間については、過年度納付が可能ではあるが、保険料を納付していたとする申立人の夫は過年度納付を行った記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時は勤めていた会社を退職し独立開業したばかりで、経済的にも厳しかったと述べており、申立人の夫も申立

期間が未納である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年3月までのうちの24か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年3月までのうちの24か月間
昭和55年4月から59年3月までの免除期間のうち、24か月分の国民年金保険料については、正確な時期は不明だが、後から追納できるという案内を受け取ったので毎月の保険料と合わせて2年分追納した。私の記録が、免除期間のままになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除期間とされている申立期間の48か月のうち、どの期間を追納したか、追納した時期及び追納金額についての記憶が曖昧^{あいまい}で、保険料の追納状況が不明確なため、追納の推認が困難である。

また、A区役所の記録によると、詳細な経緯は不明であるものの、昭和58年10月7日付で、申立人は不在者として登録され、その記録が「氏名変更による回復」として回復するのが昭和61年度であることが確認できる。連番で申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出されてから、申立人及びその妻の納付記録が一致していない59年度及び60年度において、申立人は保険料納付済期間のところ、妻は申請免除期間とされていることを踏まえると、申立人は、その記録が回復した61年度に、それまで未納とされていたと推認される59年度及び60年度の保険料をA区で納付勧奨を受けて過年度納付したと考えるのが自然であり、申立人は、そのことと申立内容とを取り違えている可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年4月30日まで
私の申立期間に係る標準報酬月額が訂正されているが、標準報酬月額の訂正の手続をしたことは無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年4月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その8か月後の同年12月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、2年11月から4年3月までについて53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により、当該事業所の監査役であったことが確認でき、申立人の供述により代表取締役の妻であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成20年11月30日）の「社会保険関係の手続は、どなたが行っていましたか。」との質問に対し、「自分が担当していた。」と回答している上、社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、当該事業所の元取締役は、「経理や社会保険の事務手続は申立人がやっていた。会社は平成4年5月の大型連休前に倒産し、社長（申立人の夫）は、どこかに行ってしまった。その後、私が会社の債務整理をしたが、社会保険の訂正手続はしていない。また、会社の代表者印は社長がいなくなってしまったので、社長の奥さん（申立人）が持っていたと思う。」と供述している上、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、申立人の夫である代表取締役が所在不明

の状況にあつて、その妻であり監査役であつた申立人が当該標準報酬月額
の訂正の届出に関与していなかつたとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
当該事業所の監査役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関
与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許
されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認
められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年11月30日まで
私の平成4年4月から5年10月までの標準報酬月額が引き下げられていることに納得がいかない。資格喪失届や標準報酬月額変更届を提出した記憶も無いので、正当な標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録より、その翌月の同年12月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年4月から5年10月までの期間について53万円から8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該遡及訂正への関与を否定しているが、当該事業所の社会保険事務を受託していた労務管理事務所では、「社会保険料の滞納を処理するための解決法を何度か申立人と話し合った。」、「社会保険料の滞納分については、私も社長（申立人）も経営陣の^{はんちゅう}範疇で何とかしようと考えいろいろ模索した。ただ、こちらが解決策を決めたことは一度も無く、最終的に社長の判断に任せていた。」と説明していることから、当該事業所の代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年11月30日まで
私の平成4年5月から5年10月までの標準報酬月額が引き下げられていることに納得がいかない。資格喪失届や標準報酬月額変更届を提出した記憶も無いので、正当な標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録より、その翌月の同年12月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年5月から同年9月までの期間については47万円から8万円に、同年10月から5年10月までの期間については50万円から8万円にそれぞれ遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の取締役であったことが確認でき、申立人及びその夫の供述により、申立人は代表取締役の妻であり、社会保険関係の手続を担当していたことが確認できる。

また、申立人は、当該遡及訂正への関与を否定しているが、当該事業所の社会保険事務を受託していた労務管理事務所では、「同社を訪れた際は、申立人と話をすることが多く、手続書類への代表者印は申立人からもらうことが多かった。」、「社会保険料の滞納を処理するための解決法を何度か社長（申立人の夫）と話し合った。」と供述している上、事業主（申立人の夫）も「会社の代表者印は金庫に保管しており、自分と妻以外が押印することは考えられない。」と供述していることを考え併せると、申立期間当時、社会保険事務を担当する取締役であった申立人が当該遡及訂正に

関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務を担当する取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月から 41 年 4 月まで

私は、A事業所勤務中にB社の営業部長等にスカウトされて、昭和40年12月から41年4月末まで同社に勤務したのに、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から、申立人が昭和42年4月以前において、期間は特定できないがB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和42年4月1日に資格を取得し、63年11月1日に資格を喪失したことが確認できる。

また、3人の同僚は、厚生年金保険の関係業務は、全て事業主が行っていたと述べているところ、事業主は、既に亡くなっていることから勤務実態等に関する供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間においてB社の資格取得者に申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿を確認したところ、申立期間において申立人に被保険者番号を払い出したことは確認できなかった。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 16 日から 3 年 9 月 21 日まで
私は、A 県 B 市に在った C 社に平成 2 年 11 月 16 日から 3 年 9 月 21 日まで勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたところ、今般、D 社会保険事務所から「3 年 10 月 3 日にその期間の標準報酬月額 41 万円が 30 万円に減額されている。」旨の連絡があった。事業主から減額について説明を受けた記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、C 社における申立人の標準報酬月額は、平成 3 年 8 月 22 日付けで資格取得時の 2 年 11 月 16 日にさかのぼって、30 万円から 41 万円に増額訂正されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 3 年 9 月 21 日の翌月の同年 10 月 3 日付けで当該訂正が取り消されて従前額の 30 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、平成 3 年 9 月分の給料計算を含む C 社の清算事務を受託した弁護士事務所から提出された申立人に係る同年 8 月分及び同年 9 月分の給料支払明細書の「厚生年金の欄」には「21,750」と記載されており、この控除額に相当する標準報酬月額は 41 万円ではなく、訂正前の標準報酬月額 30 万円であることが確認できる上、申立人は、事業主等から増額訂正に関する説明は受けておらず、厚生年金保険料の負担分は求められなかったと述べている。

また、当該標準報酬月額の減額訂正処理について、管轄社会保険事務所は「理由は不明」と回答しているものの、C 社において標準報酬月額を遡及訂正された被保険者は申立人だけである上、申立期間当時、当該事業所の社会保険の関係事務を受託していた社会保険労務士は、「当時は、社会保険事務所の立入調査が頻繁に行われていた。」と回答していることか

ら、当該標準報酬月額の特減訂正処理は、管轄社会保険事務所による事実
に即した訂正処理であった可能性が高いものと考えられる。

さらに、事業主は、当時の営業状況について、「平成3年9月ごろ、社
内で大きな事件があり、実質的な営業停止状態に陥り、社員の給料計算も
ままならない状況であった。訂正処理については覚えていない。」旨供述
している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 31 日から 38 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 34 年 10 月 22 日にA社に入社し、40 年 9 月末日に退社するまで継続して勤務し、この間厚生年金保険料を支払っていたのに、37 年 7 月 31 日から 38 年 8 月 31 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は既に死亡していることから、勤務実態等に関する証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、昭和 34 年 10 月 22 日に資格を取得し 37 年 7 月 31 日に資格を喪失したこと、及び 38 年 8 月 31 日に資格を再取得し 40 年 9 月 10 日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得時の健康保険の整理番号は「*番」、標準報酬月額は「第4級(6,000円)」、再取得時の健康保険の整理番号は「*番」、標準報酬月額は「12千円」となっており、不自然な記載は見当たらないことから、事業主から社会保険庁の記録どおりの届出がなされたと考えるのが自然である。

さらに、同僚の証言から事業主がA社以外に経営していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月ごろから 63 年 10 月ごろまで

私は、昭和 56 年 6 月ごろから 63 年 10 月ごろまでの間、A社に勤務し厚生年金保険の被保険者となっていたと考えていたが、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容等から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないこと、及び事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態等に関する証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの期間が国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申出内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年10月1日まで
私は、昭和22年7月にA社に入社し、合併によりB社となった後も、47年5月まで継続して勤務していた。また、26年5月にA社C支店から同社D事務所に転勤となったが、同年5月から9月までの5か月間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が保有していた永年勤続表彰状から、申立人が申立期間においてA社C支店D事務所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C支店D事務所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は同社C支店において、昭和26年5月1日に被保険者資格を喪失し、同事業所において同年10月1日に再度、被保険者資格を取得しており、申立期間における被保険者資格は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社C支店の厚生年金被保険者名簿において、申立人が申立期間の同僚として名前を挙げた6人の被保険者期間を確認したところ、6人全員の資格取得日が申立人と同日の昭和26年10月1日であることが確認できる。

さらに、B社の総務部長は、申立期間当時は別法人であることから「申立人の勤務実態等については不明。」と回答している。

加えて、上記6人に照会を行ったところ、連絡の取れた同僚からは、「申立期間に当該事業所に勤務していたが、厚生年金保険料を控除されていたかどうかはわからない。」旨の供述を得ている。

また、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年12月30日まで
私の平成7年12月から9年11月までの標準報酬月額が、実際の給与とは異なっている。平成9年度市民税・県民税納税通知書及び9年分の所得税の訂正申告書があるので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年度市民税・県民税納税通知書及び平成9年分の所得税の訂正申告書により、申立人は、申立期間についてその主張する59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、平成9年12月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の10年1月9日付けで申立人の標準報酬月額の記録が7年12月から9年11月までの期間について59万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖事項全部証明書により、申立人は、当該事業所の取締役であることが確認でき、申立人は、総務の業務を担当していたと述べている。

また、申立人は、「標準報酬月額の訂正処理に同意した。」旨供述している上、事業主に相談すること無く、当該訂正処理に同意したことを認めており、元事業主も「後日、申立人から、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正を行ったと聞いて、その時、初めて訂正処理がされていたことを知った。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、総務担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 26 日から 58 年 11 月 26 日まで
私は、A 市にあった B 社で昭和 47 年 8 月 26 日から 58 年 11 月 26 日まで勤務したが、同期間が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 52 年の源泉徴収票により、申立人が 52 年時点において B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該源泉徴収票により、申立人の社会保険料控除額が 4 万 1,350 円であることが確認できるが、当該控除額は、給与及び賞与の支給金額から試算される厚生年金保険料の額（約 12 万円）と比べて著しく低額となっており、厚生年金保険料の控除額とは考え難い。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、公共職業安定所の記録により、当該事業所は雇用保険の適用事業所ともなっていない。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は、平成 8 年 6 月 1 日に職権で解散となっていることが確認でき、当時の役員等とは連絡がとれず、申立人の勤務実態が不明である上、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。